

マイナ保険証を利用すれば、事前のお手続きなく、窓口負担額が下記の自己負担限度額までとなります。ぜひマイナ保険証をご利用下さい。

◆ 70歳以上の方の自己負担限度額などの区分 ◆

R8.6

※保険医療適用分のみ対象となります。

現役並み所得者

住民税非課税世帯

区分	窓口での負担割合	自己負担限度額		入院時の食事代 (1食あたり)
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
① Ⅲ 課税所得 690万円以上	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】(注1)		550円
② Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満	3割	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】(注1)		550円
③ Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満	3割	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】(注1)		550円
④ 一般	2割	18,000円 (年間(8月~翌年7月)の限度額) 144,000円	57,600円 【44,400円】(注1)	550円
⑤ 低所得Ⅱ	2割	8,000円	24,600円	90日まで:270円 90日超:220円
⑥ 低所得Ⅰ	2割	8,000円	15,000円	130円

②・③・⑤・⑥の該当者は「認定証」が必要

⑤低所得Ⅱ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)

⑥低所得Ⅰ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80.67万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

(注1)【 】内は、同一世帯で直近12ヶ月間に3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目からの限度額。

入院日数が90日を超える場合は、市役所に再度申請をしてください。

必要なもの・入院90日を証明するもの(領収書等)
 ・交付済の「限度額適用・標準負担額減額認定証」
 ・資格確認書または資格情報のお知らせ
 ・印かん

自動更新ではないため、75歳到達以前の有効期限到達時は再度の申請が必要です。詳しくは市民課国保係(0470-22-3428)までお問い合わせください。